

京都市告示第 300号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、令和3年9月6日から令和4年3月31日まで、次の者を指定代理納付者に指定し、各種証明書のキャッシュレス決済に係る証明書の交付手数料の代理納付事務を委託します。

令和3年9月1日

京都市長 門川 大作

1 指定代理納付者の名称等

名称及び代表者	住所
株式会社寺岡精工 代表取締役社長 山本 宏輔	東京都大田区久が原5丁目13番12号

2 指定代理納付者による代理納付を認める証明書の範囲

住民票関係証明書、戸籍関係証明書、印鑑登録関係証明書、税関係証明書、その他証明書（一般行政証明書、臨時運行許可、電子証明書等）

(文化市民局地域自治推進室)